

原議保存期間 1 年未滿
(平成23年12月31日まで)

警視庁交通部交通総務課長
各道府県警察本部交通部長
(参考送付先)
各管区警察局(総務監察)広域調整部広域調整第二課長

事 務 連 絡
平 成 2 3 年 3 月 2 2 日
警察庁交通局交通規制課理事官

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う自動車保管場所証明事務の取扱い
について

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴い、住居、事務所、自動車の保管場所、
自動車等が損壊し、保管場所証明手続に関して震災による大きな影響が見られ
るところである。

そこで、自動車保管場所証明手続に係る被災者等への負担を軽減するため、
自動車保管場所証明事務については下記によることとしたので適切に対応され
たい。

記

1 使用の本拠の位置の特定について

被災により、自己の住居地、自動車の保管場所等がどこであるか判断でき
ない状況下において、避難所などの生活の拠点が定まらない被災者から保管
場所証明申請がなされた場合は、従来の住居地等を使用の本拠の位置とし
て取り扱うこと。この場合、現地調査の必要はない。ただし、仮設住宅に入居
するなど生活の拠点が定められる場合は、その拠点を使用の本拠の位置とし
て取り扱うこと。

2 申請書類について

保管場所証明申請書に添付する書面については、自動車の保管場所の確保
等に関する法律施行規則第1条第2項に定められた書面とするが、例えば、
以下の(1)、(2)及び(3)に示すような被災者の負担軽減に配慮した取扱いと
すること。

(1) 使用権原承諾書等の提出が困難な場合は、申請者の住居地を使用の本拠
の位置及び保管場所とし、自認書を受理する。

- (2) 所在図や配置図は申請者の手書きの略図としてもよい。
- (3) 印鑑がなく押印できなくても受理する。

3 その他

- (1) 本通知による自動車保管場所証明事務の取扱いについては、被災地のうち、各地の被災状況に応じて各県警察において必要があると認められる地域で適用すること。
- (2) 自動車の保管場所証明書の交付については、OSSによる場合を除いて可能な限り即日交付とすること。
- (3) 保管場所証明手続においては、特に疑義がなければ本人確認を要しない取扱いとされているところであるが、本人確認を必要とする場合は、運転免許証、罹災証明書等の身分を証明できる書面で本人を確認するものとし、これらの書面を提示できない場合でも、運転免許照会等で所要の確認を行い、本人確認とすること。